

マイナンバーカード受取りの休日窓口を開設します

問合せ／市民課記録担当 ☎22-5111

マイナンバーカードの休日交付窓口を開設します。

・開設日時

12月17日(日)9時～16時

・対象

①マイナンバーカードの申請をした後、交付通知書が届いたが、まだ受け取っていない人

※ マイナンバーカードの受取りに来庁する場合は、**事前に電話で予約**してください。

②2015年11月頃に送付した通知カードをまだ受け取っていない人（市民課に返送された通知カード）

※ またマイナンバーカードに関するご相談も受付いたします。

・持参するもの

①マイナンバーカードの受け取り

「交付通知書」、「通知カード」、「本人確認書類(注)」、「住基カード(お持ちの方)」を持参のうえ、原則ご本人が来庁してください。詳しくは、交付通知書の裏面をご覧くださいか、市民課記録担当までお問い合わせください。

②通知カードの受け取り

「本人確認書類(注)」を持参ください。代理人による受け取りも可能ですが、代理人の「本人確認書類(注)」と委任状も別途必要になります。

(※住民票が一緒の人の場合、委任状は不要です)

・通知カードを失くしました。再交付はできますか？

本人確認書類(注)持参のうえ、市民課にて紛失届、再交付申請書の提出、再交付手数料(1件500円)が必要です。紛失した状況によっては、警察署へ遺失届が必要になることがあります。その際には、遺失物届を提出後に受理番号を控えて、市役所への申請を行ってください。

申請後1カ月から1カ月半で、転送不要の簡易書留で住民登録地に郵送されます。

代理人による申請も可能ですが、代理人の本人確認書類(注)や委任状も別途必要です。事前に市民課記録担当にて、ご相談ください。なお、再交付手続は平日の開庁日のみの受付となります。

休日の窓口では、受付はできませんので、ご注意ください。

(注)本人確認書類 (aから1点、またはbから2点) ※コピー不可

a、官公署の発行した顔写真付きの本人確認書類

運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの)、パスポート、住民基本台帳カード(顔写真付き)、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書 など

b、官公署等の発行した本人確認書類等(同種類を2点は不可)

健康保険の被保険者証、医療受給者証、年金手帳・証書、児童扶養手当等の証書、生活保護受給証明書、官公庁発行の身分証明書、学生証 など

【郵送にてマイナンバーカードの申請をする人へ】

2017年7月15日号広報よねざわとホームページで、通知カードに同封されていた申請用封筒の差出有効期限が「平成29年10月4日(水)のもの」について、「10月5日(木)以降」切手の貼付が必要となりますとお知らせしておりました。

今般、総務省からの通知により、「平成31年5月31日まで」利用可能とされましたので、切手を貼付せずそのままご使用ください。